

商店会・商工会に加入しましょう！

まち・地域の活性化に協力ください



地域への貢献が貴社の事業 PR にも役立ちます

地域のお店が事業を継続していくためには、各事業所の経営努力は当然必要となりますが、地域の状況に左右されることが少なくありません。自社の発展と共に地域の発展にも貢献していく必要があります。

商店街が生きいきとしたまちの中心となっていくため、一緒になって国立市のまちを盛り上げていきましょう。

今、改めて商店会・商工会の役割が求められています。身近な買い物の場所としてはもちろんのこと、地域の安心・安全や賑わいづくりのイベント、SDGsへの取り組みを行うなど、地域のコミュニティの核として活動の中心的な役割を果たすのが商店会・商工会です。

国立市・国立市商工会・国立市内商店会

商店会の主な活動

1. 商店街の基盤整備
○装飾灯の設置と維持管理など
2. 各種の販売促進活動
○大売出し、抽選会など
3. イベント事業
○商店会祭り、夏祭り、クリスマスイベントなど
各種地域交流事業
4. 防災・防犯活動等の地域貢献

※その他様々な商店街活性化事業や地域のまちづくり活動に協力しています。



大学通りイルミネーション

商工会の主な活動

1. 経営支援活動
○経営・税務・労働等の相談、金融の斡旋
講習会開催、専門家の無料派遣相談など
2. 地域総合振興事業
○天下市、国立ショッピング情報など
3. まちづくりの推進及び会員福利厚生事業・各種共済事業

※その他、国立市内の商工業振興に寄与する活動を行っています。



天下市

・・・国立市中小企業振興基本条例とは・・・

国立市では、平成18年9月26日に「国立市中小企業振興基本条例」が施行されました。この中で中小企業者の役割として、商店会・商工会への加入や、商店会が実施する事業等への協力に努めることが定められています。

国立市内で新たに事業を始められる方、すでに営業をしているが商店会等に未加入の事業所の方におかれましては、商店会・商工会へ加入し、まち・地域の活性化にご協力をお願い申し上げます。

《国立市中小企業振興基本条例抜粋》

第5条 第2項 中小企業者は、市、経済関係団体その他関係団体による中小企業振興施策及び地域活性化施策に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

同条 第3項 商店街で事業を営むものは、商店街の振興を図るため、商工会及び商店会への加入により相互に協力するよう努めるものとする。

同条 第4項 商店街で事業を営むものは、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担等をするることにより、当該事業に協力するよう努めるものとする。

《国立市企業誘致促進条例抜粋》

第12条 指定企業は、企業規模の大小にかかわらず、国立市中小企業振興基本条例の趣旨を理解し同条例の規定を遵守するものとする。

◆ 商店会・商工会加入については、下記へお問い合わせください。